

2024年度（令和6年度）総会

議案書

2024年6月15日

（会場；菜香新館）

横浜上海友好委員会

目 次

第1号議案	2023年度活動報告及び決算報告	1～4
	(友好都市交流50周年事業特別会計収支決算書	4頁)

第2号議案	監査報告	5
-------	------	---

第3号議案	2024年度活動計画(案)及び予算(案)	6～7
-------	----------------------	-----

参考

横浜上海友好委員会組織図	8
横浜上海友好委員会規約	9

第1号議案 2023年度活動報告

1 友好交流事業

事業名	日時	会場	概要
① 留学生交流会		横浜市国際学生会館 (鶴見)	前年度に引き続き中止
② 国際仮装パレードへの参加	2023年5月3日	山下公園から伊勢佐木町商店街	
③ 上海市対外友好協会代表来浜	2023年5月18日	横浜市役所ほか	会長・副会長による歓迎会実施
④ 中華街探訪	2023年6月8日	中華街菜香新館	
⑤ 横浜上海友好都市提携50周年記念事業	2023年9月～11月	市役所1階アトリウム、上海横浜友好園	
⑥ 中国国慶節祝賀会	2023年10月1日	中華街(中区)	祝賀会に会長出席
⑦ 上海市副市長来浜歓迎会	2023年12月18日	横浜市役所(市長、会長ほか参加)	上海市;陳傑副市長以下15名来訪

2 友好委員会月例ワーキング活動報告

月 日	会 場	概 要
4月13日	うず潮	6月中華街探訪通知発送
5月11日	うず潮	7月交流会検討
6月8日	うず潮	7月留学生交流会案内発送
7月6日	うず潮	交流会中止決定
9月7日	うず潮	記念事業準備
10月5日	うず潮	総会資料（書面決議用）検討
11月9日	うず潮	総会資料発送
12月7日	うず潮	委員会忘年会
R6年1月12日	うず潮	R6年度事業検討
2月		休会
3月7日	うず潮	5月国際パレード 6月総会打合せ

3 広報活動 横浜上海友好50周年事業広報各種実施

第1号議案 2023年度決算報告

収入総額 ￥548,010

支出総額 ￥203,457

差引残高 ￥344,553

(収入内訳)

(単位:円)

科目	予算額 ①	決算額 ②	差引②-①	説明
1 会費収入	244,000	202,000	△42,000	年会費 ・個人会費 @2,000×51人=102,000 ・法人会費 @10,000×10団体=100,000
2 事業収入	450,000	67,200	△382,800	6月8日 中華街探訪 @4,200×16人=67,200
3 横浜市補助金	200,000	0	△200,000	
4 雑収入				銀行利息
5 繰越金	283,226	278,810	△4,416	前年度繰越金
合計	1,177,226	548,010	△629,216	

(支出内訳)

(単位:円)

科目	予算額 ①	決算額 ②	差引①-②	説明
1 事業費	885,000	113,753	771,247	
(1) 交流活動費	745,000	67,200	677,800	
(2) 広報活動費	80,000	29,190	50,810	「上海ウィーク」発送
(3) 会議費	60,000	17,363	42,637	総会開催費(書面議決)他
2 事務費	152,005	59,704	92,301	
(1) 消耗品費	52,005	39,704	12,301	発送ラベルシール等
(2) 諸費	100,000	20,000	80,000	
3 予備費	140,221	30,000	110,221	
合計	1,177,226	203,457	973,769	

横浜上海友好都市交流 50 周年事業 特別会計・収支決算書

(単位:円)

収入	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
	横浜市補助金	2,250,000	
	協賛金	520,695	
	合 計	2,770,695	

(単位:円)

支出	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
	会場使用料	0	市共催による減免
	会場備品借り上げ料	199,250	市補助金充当
	ステージ出演料	650,000	市補助金充当
	会場設営・音響等運営費	825,000	市補助金充当
	チラシ・プログラム作成費	115,500	市補助金充当
	救護室開設運営費	70,000	市補助金充当
	記録用 DVD 作成費	400,950	市補助金充当
	ステージ・タペストリー作成・パネル費	124,300	
	イベント保険料	15,600	
	その他物品・事務費	370,095	
	合 計	2,770,695	市補助金充当額計 ¥ 2,250,000

第2号議案

監 査 報 告

令和5年度横浜上海友好委員会の金銭出納簿、預金通帳
領収書等決算関係書類を監査した結果、本委員会の収支が
適正であると認めたので報告します。

令和6年4月25日

横浜上海友好委員会

監事 竹中康文 印 

監事

第3号議案 2024年度活動計画(案)及び予算(案)

2024年度 活動計画(案)

1 友好交流事業

事業名	開催時期	会場
① 上海市老朋友歓迎会	随時	
② 会員親睦事業	随時	
③ 国際仮装パレード	5月3日	山下公園～伊勢佐木町
④ 中国等留学生交流会	再開検討	横浜市国際学生会館
⑤ 中国国慶節祝賀会	10月1日	横浜中華街
⑥ 中華街探訪	令和7年3月	横浜中華街

2 友好委員会活動

項目	開催日	会場
① 総会	6月15日	中華街
② 理事会	随時	
③ ワーキング	毎月第1木曜(8月休)	うず潮

3 広報活動

横浜上海友好委員会たよりの発行	年1回～2回(予定)
-----------------	------------

第3号議案 2024年度予算案

収入総額 ￥1,268,553

支出総額 ￥1,268,553

差引残高 ￥0

(収入内訳)

(単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引 増減	説明
1 会費収入	274,000	244,000	30,000	年会費 ・個人会費 @2,000×87人=174,000 ・法人会費 @10,000×10団体=100,000
2 事業収入	450,000	450,000	0	・5月:国際仮装行列パレードへの参加 ・7月:留学生交流会・老朋友歓迎会 ・会員親睦事業・中華街探訪
3 市補助金	200,000	200,000	0	
4 雑収入	0	0	0	
5 繰越金	344,553	283,226	61,327	前年度繰越金
合計	1,268,553	1,177,226	91,327	

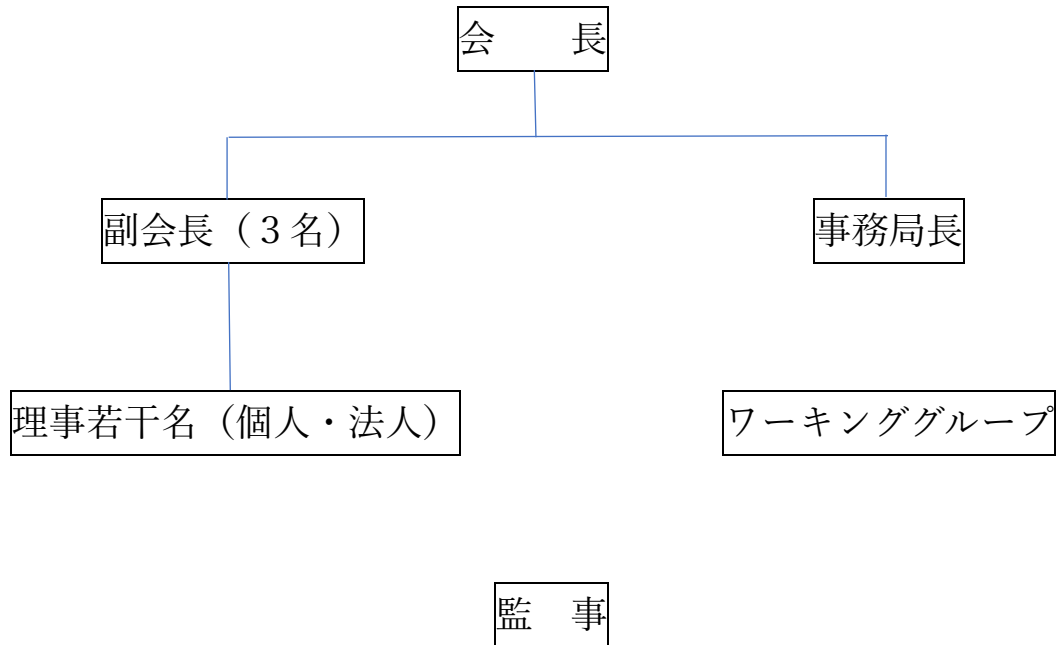
(支出内訳)

(単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引 増△減	説明
1 事業費	920,000	885,000	35,000	
(1)交流活動費	760,000	745,000	15,000	老朋友歓迎会他
(2)広報活動費	70,000	80,000	△10,000	機関紙発行他
(3)会議費	90,000	60,000	30,000	総会開催費他
2 事務費	152,000	152,005	△5	
(1)消耗品費	52,000	52,005	△5	事務用品費
(2)諸費	100,000	100,000	0	
3 予備費	196,553	140,221	56,332	
合計	1,268,553	1,177,226	91,327	

参 考

横浜上海友好委員会組織図



所在地 〒226-0012 横浜市緑区上山3-11-31 伊藤芳子 気付
横浜上海友好委員会 TEL 045-932-3988
銀行口座 横浜銀行 関内支店 普通預金 1140679
横浜上海友好委員会 会長 竹前 大
体 制 会員による運営
事務局長 塩田恵一 (事務局担当理事)

横浜上海友好委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は横浜上海友好委員会(以下「委員会」という。)と称す。

(目 的)

第2条 委員会は、両市の相互理解を深め、友好親善を増進することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、趣旨に賛同して加入した個人・法人及び団体の会員で構成される。

(事 業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する都市連携の趣旨の普及
- (2) 各種友好親善事業の計画及び実施
- (3) その他必要な事業又は行事の開催

2 前項の事業を円滑に推進するため、委員会にワーキンググループを置く。

ワーキンググループの内規は別途定める。

(役員及び会員)

第5条 委員会に会長1名、副会長4名、理事若干名、幹事2名の役員を置く。

2 会員は、第3条に示す個人・法人及び団体の役員をもってこれにあてる。

(役員の仕事及び任期)

第6条 役員は会員の互選とする。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。

4 理事は、会長・副会長を補佐し、会務をつかさどる。

5 監事は、委員会の出納を監査し、その結果を委員会に報告する。

6 役員の仕事は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧 問)

第7条 委員会に顧問及び参加を置くことができる。

2 顧問及び参加は会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 総会は年一回会長がこれを招集し、予算・決算など重要事項を議決する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 理事会は、会長・副会長・理事で構成し、会務の執行に必要な事項を協議決定する。

(事務局)

第9条 委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会長が委嘱する。

(経 費)

第10条 委員会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は個人(年額)2,000円、法人及び団体(年額)は10,000円とする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他必要事項)

第12条 前各条に定めるものの外、必要な事項はその都度委員会において決定する。

附 則

この規約は、昭和49年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月1日から施行する。